
*
* 令和 6 年度 第 4 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第4回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和6年7月10日 午後 3時30分 招集
2. 令和6年7月10日 午後 3時27分 開会
3. 令和6年7月10日 午後 4時45分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記 主 事	中 藤 宏 和 藤代 晋太郎 山 内 光 貴				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第14号	農地法第3条の規定による許可申請について	11件	許 可
		第15号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件	許 可
		第16号	農地転用事業計画の変更承認申請について	5件	許 可
		第17号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件	許 可
		第18号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による		
			農用地利用集積計画の決定について	7件	決 定
		第19号	高粱農業振興地域整備計画の変更について		適 当
		第20号	有漢農業振興地域整備計画の変更について		適 当
		第21号	成羽農業振興地域整備計画の変更について		適 当
		第22号	川上農業振興地域整備計画の変更について		適 当
		第23号	備中農業振興地域整備計画の変更について		適 当
		第24号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件	許 可
		報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について		
8		署 名 委 員			
			8番 小 野 昌 道		
			9番 佐 藤 俊 二		
9		議 事 の 内 容			
		令和6年度 第4回高粱市農業委員会総会会議録			
		令和6年7月10日（水） 高粱市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 19 名、推進委員 7 名です。全員の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 6 年度第 4 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。8 番小野委員と 9 番佐藤委員を指名いたします。 案の審議に入ります前に、本日ご審議いただく案件は議案第 14 号から議案第 23 号でしたが、日程に配布しております議案第 24 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を追加し、本日の議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	ご異議なしと認めます。よって、日程に議案第 24 号を追加し、議題とすることに決定しました。 それでは、議事に入ります。「第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。21 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 14 号 21 番朗読説明 － 21 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 1 筆 417 ㎡です。譲受人の通作距離は、3.8km 以内、耕作面積は 4,487 ㎡、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。この案件につきましては、現在利用権設定をしている譲受人に贈与するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、7 月 1 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 藤本委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	田植えや草刈りをされており、特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。21 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、21 番については許可とすることに決定しました。
	次に、関連がありますので、22 番及び 23 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 14 号 22 番及び 23 番朗読説明 － 22 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 1 筆 268 ㎡です。譲受人の通作距離は、8km 以内、耕作面積は 4,449 ㎡、家族 3 人中耕作人は 3 人、対価は 10 アール当り 11 万 2 千円です。 23 番は、譲受人は同様に、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 1 筆 2,697 ㎡です。譲受人の通作距離、耕作面積、耕作人等は同様に、対価は 10 アール当り 4 万 4 千円です。この案件につきましては、22 番と 23 番の譲渡人は兄弟であり、弟の知り合いの譲渡人に売却するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件

議 長 佐々木委員	の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、7月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請地は草刈りをされている状態でした。譲受人の方と話した際にぶどうを植えたいと話されていて、周囲の方にも挨拶をしているようでした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。22番及び23番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、22番及び23番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に24番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第14号24番朗読説明 －
議 長 西村委員 議 長	24番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、1筆268㎡です。畑については、1筆94㎡で、計2筆で362㎡です。譲受人の通作距離は、20m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書をいただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り189万6千円です。この案件につきまして、空き家バンク利用によるものであり、取得する空き家は備考欄に示している住所であり通作距離はその住所から計算しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、7月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	現時点ではまだ譲渡人の方が綺麗に管理されていきました。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。24番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
中藤局長	(挙手全員) 挙手全員ですので、24番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に25番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第14号25番朗読説明 －
	25番は、譲受人のが、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑3筆1,450㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は5,233㎡、家族5人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人の親の代は市内に住んでいて耕していたが、相続を受けた譲渡人は管理ができないため、近所の譲受人に贈与するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第

議 長 惣田委員 議 長	3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、7月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人の方が既に草刈りをされていました。今後も綺麗に管理されると思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。25番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、25番については許可とすることに決定しました。 次に、関連がありますので、議案第15号26番から30番及び議案第16号1番から5番並びに議案第17号10番から14番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第15号26番から30番及び議案第16号1番から5番並びに議案第17号10番から14番朗読説明 －
中藤局長	ここに上程されている5件の案件につきましては、既に許可をしているものでございますが、当初の申請時に許可の期間を短縮したいという要望が申請者からあり、農政局や法務局との協議の結果、農地の所有権移転に係る3条許可申請、農地に対する区分地上権の設定に係る3条許可申請、営農型太陽光発電施設設置のための一時転用に係る5条許可申請を同時に行い、同時に許可を出すことは可能であるが、申請時点では所有権移転の登記ができていないため、区分地上権の設定者と、一時転用許可の設定者は、現所有者名とするということになり、その内容を申請者に説明して納得してもらった上で、その形で申請してもらい、許可を出しておりました。ところが、申請者から要望があり、設定者を所有権移転後の譲渡人として、区分地上権や営農型太陽光発電施設に係る賃貸借等の契約をしたいため、許可書の設定者を変更してほしいとの申し出が委任を受けている行政書士からあり、協議の結果、少し変則ではありますがこのような申請となっております。従って、設定者以外の部分については、変更がないため説明や朗読を省略させていただきます。また、区分地上権及び一時転用期間の始期は設定者が変わるため、令和6年7月10日といたします。終期については変更ありません。なお、今後の営農型太陽光発電施設の一時転用許可に係る申請であります。申請書類の審査は、事前審査として3条所有権移転許可、3条区分地上権許可、5条一時転用許可を同時に行いますが、実際の許可申請は、3条所有権移転許可申請を先行して行い、許可となった後に所有権移転登記を申請者が実施して、登記完了後に3条区分地上権許可及び5条一時転用許可の申請を受け付ける形に変更します。したがって、3条所有権移転許可申請から3条区分地上権許可及び5条一時転用許可申請までの間に2カ月程度の空白期間が生じることになります。なお、前回質問があったこの5件の営農型太陽光発電施設の設置状況や作付状況等の報告をその他事項の所でさせていただきます。
議 長	事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。議案第15号26番から30番及び議案第16号1番から5番並びに議案第17号10番から14番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、議案第15号26番から30番及び議案第16号1番から5番並びに議案第17号10番から14番について許可とすることに決定しました。

中藤局長 議 長 綱島委員 議 長 議 長 議 長	次に、３１番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第１４号３１番朗読説明 － ３１番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆１，０８７㎡です。譲受人の通作距離は、３６km以内、耕作面積は３，０４８㎡、家族３人中耕作人は２人、対価は１０アール当り９万４千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、７月８日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 昨年度は耕作されていたようです。今年度は草刈りをされている状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。３１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、３１番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第１５号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。６番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長 議 長 佐藤委員 議 長 議 長 議 長	－ 議案第１５号６番朗読説明 － ６番は、転用者が申請農地に植林するために転用する案件です。申請農地は、畑１筆１，１４８㎡です。この農地の農地区分は２種農地であり、概要としては、桧２００本です。資金については、自己資金２万４千円です。この案件につきましては、隣地農地としては北側に別の方所有の畑がありますが、植林することについて、承諾書を取られております。許可基準に沿って検討いたしました。信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、該当がありません。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については７月２日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、１３ページに添付しておりますのでご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 少し雑草が生えていましたが、森林組合に依頼し、植林される予定とのこと。適切に管理されると思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、６番については許可とすることに決定しました。 次に７番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第１５号７番朗読説明 －

中藤局長	7番は、転用者が申請農地に住宅及びカーポート並びに浄化槽を設置するために転用する案件です。申請農地は、畑1筆696㎡です。この農地の農地区分は2種農地であり、施設の概要としては、住宅80㎡、カーポート36㎡、浄化槽3.25㎡です。なお、備考欄に記載しておりますが、全体計画面積は524.14㎡に対して、法面面積が299.11㎡あり、有効敷地面積は225.03㎡であり、カーポート部分を除いた住宅に対する建ぺい率は42.32%です。資金については、自己資金3,200万円です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、7月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、14ページ及び15ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
野村委員	少し傾斜があり、盛土をして転用する予定です。事前着工もなく、問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
	挙手全員ですので、7番については許可とすることに決定しました。
	次に、「議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。8番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第17号8番朗読説明 － 8番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、田9筆1,359㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は59万円です。施設の概要としては、太陽光パネル180枚、発電量は49.50kWであり、資金については、自己資金1,380万円です。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、地役権がありますが、設定者の同意が得られております。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては7月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、16ページ及び17ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
平松委員	現地確認をしましたが、周囲に影響はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。8番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、8番については許可とすることに決定しました。

中藤局長	次に9番について事務局から説明をお願いします。
議 長 小野貫治委員 議 長	－ 議案第17号9番朗読説明 － 9番についてご説明させていただきます。転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、植林するために転用するものです。申請農地は、畑1筆178㎡です。この農地の農地区分は3種農地であり転用地の10アール当りの価格は5万6千円です。施設の概要としては、桜10本、桃5本です。資金については、自己資金4万8千円です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、7月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、18ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 警察署とJRの間の農地で少し荒れている状態でしたが、そこへ植林されるとのことでした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。9番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、9番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から7番について説明をお願いします。
藤代書記	それでは、6ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和6年7月19日、利用権の設定を受ける者は7名、利用権の設定をする者は8名、利用権の設定をする件数は7件、利用権設定面積は17,449㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
	－ 議案書にもとづいて、1番から7番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、1番から7番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。1番から7番について採決を採ります。1番から7番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1番から7番については決定しました。
	続きまして、「議案第19号 高梁農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番から5番について説明をお願いします。
	－ 議案第19号朗読説明 －
山内主事	議案第19号 高梁農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案19ページをご覧ください。農用地区域の除外5件の申し出があります。
	1番と2番は関連がありますので、一括して説明いたします。変更事由ですが、高梁市が有漢工業団地の関連造成を予定してお

り、市内候補地を検討したところ、利便性等を考慮した結果、当該地が適当であると判断されたものです。また、周囲の地権者の方々も今回の事業について賛同しており全面的に協力を行う予定であるとのことです。同工業団地には企業の進出が決定し、当該申請地には運送業・倉庫業を営む企業の誘致が想定されています。工業団地の一体的な整備による地域経済の発展や雇用の創出が期待されます。申出地は、東側：田、西側：雑種地、南側：道路、北側：田に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。1番についてですが、土地は、田2筆1,009㎡です。

2番についてですが、土地の所在は、田3筆3,636㎡です。転用目的は、工業団地の造成で、事業計画の時期は、令和7年5月頃です。農業投資実施状況はありません。画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和6年7月4日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。26ページに位置図と公図、27ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。

次に、3番について説明します。事務所への既存進入路の幅が狭く転落の危険があるため、安全に出入りすることができる進入路の新設を計画しているものです。申出地は東側：雑種地、西側：田、南側：水路、北側：道路に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、田1筆565㎡の内100㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、進入路の設置で、事業計画の時期は、令和7年1月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和6年7月4日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。28ページに位置図と公図、29ページに土地利用計画図、30ページに現地写真を掲載しています。

次に、4番について説明します。変更事由ですが、平成30年の西日本豪雨により、事務所の移転予定地が水没し、他の候補地を検討したところ、当該農地以外に土地がなく農地として利用していなかったため、平成30年10月ごろに事務所を移転し使用していたものです。このたび転用事業者が3番の案件の事務所への進入路の設置を計画したところ、事務所を移転した申出地が農業振興地域農用地であると判明し、変更申出書の提出があったため、現地を確認のうえ追認するものです。申出地は東側：道路、西側：道路、南側：山林、北側：水路に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、田1筆697㎡です。転用目的は、事務所の移転であり、事業計画の時期は、平成30年10月頃と実施済みです。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和6年7月4日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。28ページに位置図と公図、29ページに土地利用計画図、30ページに現地写真を掲載しています。なお、この案件につきましては、既に事務所移転が完了しているため、農振除外後の転用申請の際には始末書を添付するよう話しております。

次に5番について説明します。墓地の設置とともに墓参りのための駐車場の設置を検討しているものです。墓地については所有者と親類縁者の2名の墓地を設置する計画です。駐車場については、隣接道路が狭小なため、転回スペースを含めた駐車場の整備を計画しております。自己所有地内で土地を探したところ、ほかに適した土地がないため、やむなく実家付近の当該農地を選択したものです。申出地は東側：畑、西側：道路、南側：畑、北側：道路に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、畑1筆363㎡の内192㎡です。転用目的は、墓地と駐車

議 長 三村委員 山内主事 議 長	場の設置で、事業計画の時期は、令和 7 年 1 月頃です。農業投資実施状況は中山間地域直接支払交付金および多面的機能支払交付金の対象農地ですが、集落の代表者の方と協議済です。計画変更上留意すべき事項については、農振法第 1 3 条第 2 項 1 号から 6 号の要件を満たし、特段問題はあります。農地転用の確実性については、令和 6 年 7 月 4 日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法の許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。3 1 ページに位置図と公図、3 2 ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。以上です。 それでは、1 番から 5 番について発言をお願いします。 5 番について、中山間地域直接支払交付金の対象地とありますが、返還等は生じるのでしょうか。 除外する面積についてのみ返還となります。 他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1 番から 5 番について採決を採ります。1 番から 5 番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、1 番から 5 番については適当であると答申することに決定しました。 続きまして、「議案第 2 0 号 有漢農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1 番について説明をお願いします。
山内主事	－ 議案第 2 0 号朗読説明 － 議案第 2 0 号 有漢農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案 2 1 ページをご覧ください。農用地区域の除外 1 件の申し出があります。 1 番について説明します。変更事由ですが、現在の墓地が急峻な山腹にあり、維持管理が困難なため墓地の移設を検討しています。自己所有地内で土地を探したところ、ほかに適した土地がないため、やむなく自宅付近の対象農地を選択したものです。申出地は東側：道路、西側：道路、南側：道路、北側：道路に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、田 1 筆 1， 0 7 3 ㎡のうち 2 0 ㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、墓地の移設で、事業計画の時期は、令和 7 年 1 月頃です。農業投資実施状況は中山間地域直接支払交付金の対象農地ですが、集落の代表者の方と協議済です。計画変更上留意すべき事項については、農振法第 1 3 条第 2 項 1 号から 6 号の要件を満たし、特段問題はあります。農地転用の確実性については、令和 6 年 7 月 4 日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法の許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。3 3 ページに位置図と公図、3 4 ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。以上です。
議 長	それでは、1 番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1 番について採決を採ります。1 番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、1 番については決定しました。

山内主事	続きまして、「議案第２１号 成羽農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、１番について説明をお願いします。 － 議案第２１号朗読説明 － 議案第２１号 成羽農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案２２ページをご覧ください。農用地区域の除外１件の申し出があります。 １番について説明します。変更事由ですが、現在の墓地が急峻な山腹にあり、維持管理が困難なため墓地の移設を検討しています。自己所有地内で土地を探したところ、ほかに適した土地がないため、やむなく実家付近の対象農地を選択したものです。このたびの墓地移設検討の際に、自宅への進入路が農業振興地域農用地であると判明し、変更申出書の提出があったため、現地を確認のうえ追認するものです。申出地は東側：道路、西側：宅地、南側：畑、北側：畑に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、畑３筆合計２２３㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、墓地の移設および進入路の設置で、事業計画の時期は、令和７年１月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第１３条第２項１号から６号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和６年７月４日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法の許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。３５ページに位置図と公図、３６ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。なお、この案件につきましては、既に進入路の設置が完了しているため、農振除外後の転用申請の際には始末書を添付するよう話しております。以上です。
議 長	それでは、１番について発言をお願いします。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。１番について採決を採ります。１番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員） 挙手全員ですので、１番については決定しました。
	続きまして、「議案第２２号 川上農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、１番について説明をお願いします。
山内主事	－ 議案第２２号朗読説明 － 議案第２２号 川上農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案２３ページをご覧ください。農用地区域の除外１件の申し出があります。
	１番について説明します。変更事由ですが、申請者が墓参りするためには、道路と墓地に挟まれた申請地を徒歩で通過するしかない状態であり、申請地から隣接道路への土砂の流出・崩落の危険性もありました。参道を整備した後に当該申請地が農業振興地域農用地であると判明し、変更申出書の提出があったため、現地を確認のうえ追認するものです。申出地は、東側：道路、西側：宅地、南側：墓地、北側：道路に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、畑１筆９０㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、墓参道の設置で、事業計画の時期は、令和６年４月頃で実施済みです。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第１３条第２項１号から６号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和６年７月４日に農林課、農

議 長	業委員会事務局とで現地を確認しております。法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。３７ページに位置図と公図、３８ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。なお、この案件につきましては、既に墓参道の設置が完了しているため、農振除外後の転用申請の際には始末書を添付するよう話しております。
議 長	それでは、１番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１番について採決を採ります。１番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１番については決定しました。 続きまして、「議案第２３号 備中農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、１番及び２番について説明をお願いします。
山内主事	－ 議案第２３号朗読説明 － 議案第２３号 備中農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案２３ページをご覧ください。農用地区域の編入１件、除外１件の申し出があります。 １番について説明します。変更事由ですが、産地生産基盤パワーアップ事業に取り組む計画であり、当該事業の対象農地とするための申し出でございます。土地は、畑２筆２，７２１㎡です。３９ページに位置図を掲載しています。 ２番について説明します。変更事由ですが、既存墓地の管理者が不在となり、維持管理が困難なため墓地の移設を検討しています。自己所有地内で土地を探したところ、ほかに適した土地がないため、やむなく自宅付近の対象農地を選択したものです。申出地は東側：道路、西側：畑、南側：道路、北側：畑に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、田１筆７．５０㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、墓地の移設で、事業計画の時期は、令和７年３月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第１３条第２項１号から６号の要件を満たし、特段問題ははありません。農地転用の確実性については、令和６年７月４日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。４０ページに位置図と公図、４１ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。以上です。
議 長 小西代理 山内主事	それでは、１番及び２番について発言をお願いします。 編入について、制度を利用される方は土地所有者の方でしょうか。 実際に制度を利用されるのは別の方です。
議 長	他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１番及び２番について採決を採ります。１番及び２番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１番及び２番については決定しました。 次に、「議案第２４号 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。１５番について事務局から説明をお

中藤局長 議 長 西村委員 中藤局長 議 長 議 長 議 長 藤代書記 議 長 議 長	願います。 — 議案第24号15番朗読説明 — 15番については、転用者が、設定人から申請農地に賃借権を設定し、仮設事務所及び露天駐車場並びに通路を設置するために一時転用するものです。申請農地は、畑2筆946㎡です。この農地の農地区分は農用区域内農地であり、一時転用が認められる期間は3年以内となっています。賃借料については年12万7千円です。施設の概要としては、仮設事務所2棟24.8㎡、露天駐車場120㎡、通路80㎡です。資金については自前で行うため、0円です。一時転用期間は令和6年7月22日から令和7年6月30日までとなっております。この案件につきましては、有漢工業団地（第2期）造成工事施工に伴う一時転用です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありませ。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。地図等は、2ページから3ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありました。何か発言はありますか。 資金調達の欄が0円となっておりますが、自社の仮設事務所を利用するにしても経費はある程度発生するのではないのでしょうか。総会で審査する際には必要な情報だと思います。 今後はそのあたりの聞き取りも行うよう気を付けます。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。15番について採決を採ります。15番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、15番については決定しました。 次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。 — 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 — 説明が終わりましたが、発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり） 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第4回総会を閉会します。
---	---

令和6年7月10日

会 長 土 岐 康 夫

8 番 小 野 昌 道

9 番 佐 藤 俊 二